



# プラスチックごみの分別!

～実際に分けてみると～

4月から始まったプラスチックごみの分別に、まだまだ迷う方も多いと思います。実際、プラスチックごみのなかにもいろいろなものが入ってきます。

今回は、**プラスチックごみとして処理できないもの・対象にならないもの**を紹介します。

上の写真は  
 このように  
 分けます!

## もえるごみ

- ①合羽、③ピアノカ、④土落としマット、  
 ⑤ビーチサンダル、⑥水切り、⑨じょうろ、⑩プランター、  
 ⑪フロッピーディスクのケース、⑫車の足マット

**なぜ?** プラスチック製ですが、**プラスチックごみの対象となりません。**

プラスチックごみの対象になるものは、次の条件を満たしているものです。

①販売されているときに、商品が入っている容器・袋および商品を包んでいる外装フィルムなどでプラスチック製のもの

②プラスチック識別表示マーク\*がついている（条件①に当てはまれば、マークがなくてもかまいません。）



## ⑬衣類の切れ端

**なぜ?** 衣類の切れ端は、もえるごみで出してください。ナイロンやポリエステルなどの生地の衣類でも、汚れのないものは、古布としてリサイクルできます。

## プラスチックごみ・ペットボトル

### ⑦ペットボトル

**なぜ?** キャップとラベルは、プラスチックごみです。ペットボトル本体は、中を水洗いしてペットボトルとして出してください。

## 粗大ごみ

### ⑧掃除機

**なぜ?** 電気コードを使用する電気製品は、粗大ごみとして出してください。

## ① 効率よく処理できるよう、みなさんのご協力をお願いします

見出し写真の中の②のように、レジ袋にプラスチックごみ（トレーやラップなど）を入れ、プラスチックごみ用袋（黄色）に入れてごみを出すのはやめてください。

### どうして?!

プラスチックごみは、あじさいクリーンセンターに新しくできたプラスチック圧縮梱包施設で一次処理をします。その処理工程で、機械がプラスチックごみ用袋を破りますが、その中の内袋までは破れません。また、不適物などを取り除く選別作業を作業員が行っています。内袋のように使っていると、そのたびに袋から取り出すことになり、余分な手間がかかってしまいます。

